

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年3月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400192号

厚生局事案番号 : 九州(国)第2400007号

第1 結論

昭和54年*月*日から昭和57年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月*日から昭和57年4月1日まで

私が20歳になった時は大学生で、A市からB県C市へ住民票を異動させていたが、A市に住んでいた両親が国民年金保険料2年*か月分を納付してくれていた。

しかしながら、国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金に任意加入とされていた20歳以上の大学生が国民年金に加入するためには、都道府県知事(窓口は住所地の市区町村役場)へ加入の手続きを行う必要があり、また、国民年金に加入した際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されていたことから、請求者の主張どおり、20歳から国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し国民年金の記号番号の払出しが必要となる。

しかしながら、請求者の請求期間における住所地であったB県D市(請求期間当時はC市)は、D市が保管する昭和54年*月から昭和57年4月までの期間に係る年金手帳発行台帳に請求者の氏名はなく、請求者に係る国民年金の記号番号の払出しは確認できないことに加え、同市が保管する当該期間に係る領収書に請求者のものはない旨回答している。

また、日本年金機構は、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し国民年金の記号番号の払出しは確認できない旨回答していることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の両親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は直接関与しておらず、これを行ったとする両親は既に亡くなっていることから、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。